### 6 関係資料

### (1)配付資料一覧

## 審議関係資料

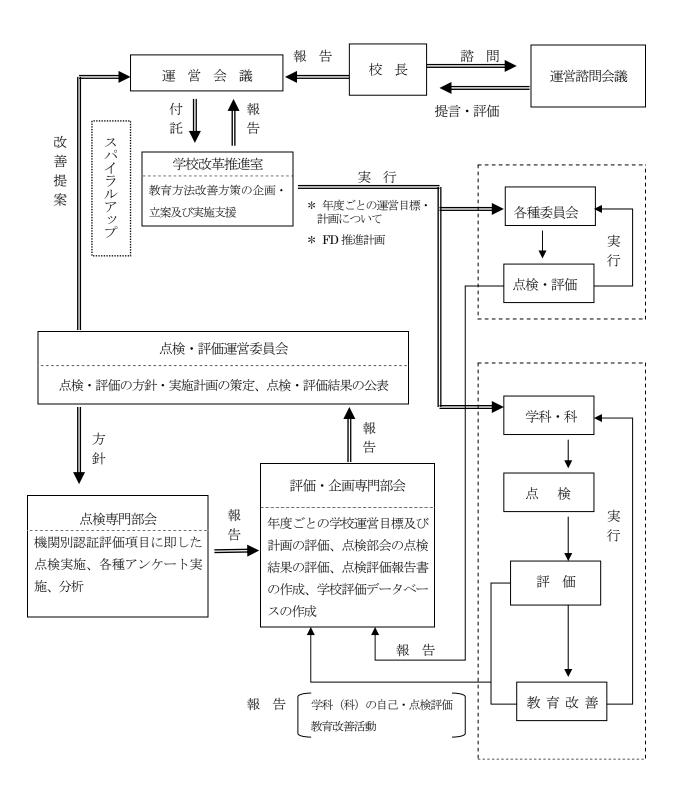
(第2回運営諮問会議用)

No.	資 料 名
1	平成16年度 インターンシップ報告書
2	平成16年度 専攻科シニア・インターンシップ実施報告書
3	平成18年度 学生募集要項
4	平成16年度 本科卒業研究・専攻科特別研究資料

# 運営諮問会議 基礎資料

No.	資 料 名
1	学校案内 2005
2	はばたけ未来へ 2006
3	独立行政法人国立高等専門学校機構の中期計画
4	独立行政法人国立高等専門学校機構の中期目標
5	平成17年度 学校運営目標
6	平成17年度 教育改善推進計画
7	地域との連携活動報告(平成17年10月現在)
8	新聞記事から見た新居浜工業高等専門学校(平成17年10月現在)
9	平成16年度 運営諮問会議報告書
10	平成17年度 本科履修要覧
11	平成17年度 専攻科履修要覧
12	高度技術教育研究センターパンフレット

#### (2) 教育改善等実施の組織体制図



#### (3) 新居浜工業高等専門学校運営諮問会議規程

平成17年2月8日規程第2号

(設置)

第1条 新居浜工業高等専門学校(以下「本校」という。)に、地域の二一ズ及び時代の変化に即応し、効率的かつ効果的な学校運営を確保するため、運営諮問会議(以下「会議」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 会議は次に掲げる事項について、校長の求めに応じ意見を述べるものとする。

- (1) 本校の運営基本方針及び教育研究計画に関すること。
- (2) 本校の教育研究活動及び地域連携活動等の評価に関すること。

(組織)

第3条 会議は、本校の教職員以外の者で、高専に関し広くかつ高い見識を有する者のうちから、校長が選考した若干名の委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員に欠員を生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員が互選する。

- 2 会長は会議を招集し、その議長となる。
- 3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。 (報告)

第7条 校長は,運営諮問会議での審議事項について,運営会議に報告するものとする。 (事務)

第8条 会議の事務は、庶務課において行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、校長が別に定める。 附 則

- 1 この規程は、平成17年2月8日から施行する。
- 2 新居浜工業高等専門学校外部評価委員会規程(平成13年8月29日規程第8号)は, 廃止する。